

令和7年度 千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金募集要項

第1 趣旨・目的

本募集要項は、本市が千葉市ドローン関連事業実施要綱第2条第1項第3号及び千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱に定める千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業の募集に関し、事業者を選定するために必要な事項を定める。

第2 事業概要

1 募集開始日

令和7年7月22日（火）

2 状況報告

補助金交付決定の日から2か月以内に状況報告書（様式第9号）を提出すること。提出にあたっては、事業に着手した時期が分かる書類（登録講習機関への入校申込書など）を添付すること。

3 実績報告

令和8年3月31日（火）までに、実績報告書（様式第10号）を提出すること。提出にあたっては、登録講習機関の受講証明書や技能証明書の写し等を添付すること。

4 補助額

1件につき20万円を限度とし、本市の予算（100万円）の範囲内で決定する。

5 補助率

補助対象経費の2分の1。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

6 採択件数

5件程度（ただし、予算の範囲内）

申請の受付順に、市で審査の上、補助金交付事業を決定するため、全ての申請が決定されるとは限らない。

申請の受理は、全ての書類が整い提出されたことをもって行うので、提出の際は、不備のないよう注意すること。

※本補助事業対象者は、本市ドローンフィールドでの飛行練習も可能とする。（利用方法は千葉市ドローンフィールド利用要綱による。）

※令和8年3月31日（火）までに技能証明書の写し又は国による技能証明書交付申請内容の審査完了通知の写しを提出できなかった場合は、補助金の交付決定を取り消すので留意すること。

第3 募集要件等

1 募集要件

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第3条に掲げる要件を満たす者で、業務の高度化や効率化、観光や広報、教育等のコンテンツ創出や空間の新たな利用価値の普及等を目的に、自社人材により無人航空機を活用しようとする者。

※登録講習機関に該当する者においては、自社で雇用する者が、自社の講習機関を受講する場合は対象外とする。

2 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定にかかわらず、申請する資格を有しない。

（1） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

- (2) 本市、国及び各自治体の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (4) 同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
- (5) 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 事業者が所在する都道府県の都道府県税を滞納している者
- (7) 事業者が所在する市町村民税又は特別区民税を滞納している者
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- (9) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

第 4 交付申請手続き等

1 交付申請書類の提出について

(1) 交付申請について

ア 提出書類について

下記書類を持参または郵送にて提出すること。

【提出書類】

- (ア) 様式第 1 号 交付申請書
- (イ) 様式第 1 号の 2 要件確認申立書
- (2) 提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市役所高層棟 6 階
千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課
- (3) そ の 他 交付申請後に辞退する場合は、交付申請辞退届出書（任意書式）を持参又は郵送にて提出すること。なお、交付申請辞退届出書には以下必須項目を記載すること。
必須項目：日付、商号又は名称、代表者氏名（代表者印を押印すること）、辞退理由

第 5 審査結果の通知

- 1 通 知 日 交付申請受理後、2 週間を目途
- 2 通知方法 交付申請書を提出した全員へ電子メールで結果を通知する。

第 6 失格事項

交付申請書が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

- 1 事業者要件を満たさない場合
- 2 本募集要項を順守しない場合
- 3 提出書類に虚偽があった場合
- 4 提出書類が募集要件に示された条件に適合しない場合
- 5 前号までに定めるもののほか、著しく審議の公平性に反する行為があった場合

第 7 その他

- 1 提出書類の作成、提出に要する費用は、全て交付申請者の負担とする。
- 2 提出された書類等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- 3 その他、本事業遂行上発生した問題等については、千葉市と選定された事業者の協議のうえ、対応を決定する。